

## 岐阜市庁舎のあり方検討委員会の運営について（案）

1 会議の公開

附属機関等の会議は、岐阜市情報公開条例（昭和60年6月20日条例第28号）第16条の規定により、原則公開するものとされており、これを遵守する。

岐阜市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第16条 実施機関に置く地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関その他これに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、第6条第1項第1号から第4号までに定める非公開情報に該当するおそれがあると認められる事項を取り扱うときは、この限りでない。

2 会議開催に係る事項の事前公表

岐阜市審議会等の会議の公開に関する要領（平成20年3月31日決裁。以下「要領」という。）「2 会議の開催に係る事項の事前公表」を遵守する。

3 傍聴

- ・要領「4 傍聴の方法」を遵守する。
- ・傍聴人の定員は、会議室の広さを考慮し、会議に支障が生じない範囲で会議ごとに定めるものとする。
- ・会議の配布資料は傍聴人にも原則として配布するものとする。ただし、資料が多量の場合等は、会場に備え付け、傍聴人の閲覧に供するものとする。

4 会議録

- ・要領「5 会議録等の作成及び公開」を遵守する。